

くらし得情報

MARUTOKU

9

SEPTEMBER 2015

○「特殊詐欺、ひとごとじゃない!」

キャンペーン 1、2、3

○くらしのミニ情報 他 4

「特殊詐欺、

ひとごとじゃない!」

キャンペーン実施中!

今年に入って、**特殊詐欺被害**が急増しています!



長野県内

(平成27年6月末現在 暫定値・警察調べ)

認知件数 今年

昨年同期比

特殊
詐欺

132件

40%↑ 悪化

オレオレ
詐欺

59件

136%↑ 悪化

???

被害者の意識は?

被害者のうちで

●「**特殊詐欺という言葉**」
を知っていた、

●「**自分はだまされない**」
と思っていた 方の割合は...

答えは2面に!

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

北信消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

中信消費生活センター..... ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

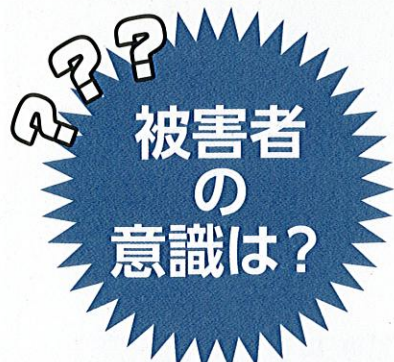
南信消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

東信消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

特殊詐欺の発生傾向は…

(平成27年6月末現在)

- オレオレ詐欺が特殊詐欺被害の40%を占めている
- オレオレ詐欺の約9割が息子(孫を含む)をかたる
- オレオレ詐欺と還付金詐欺の被害者は全て60歳以上
- 電話帳や同窓会名簿を利用した詐欺につながる電話が急増
- 宅配便で現金を送らせる手口が増加
- 振込型はコンビニのATMの利用が増加
- 新幹線沿線地域の被害者が急増



被害者の「9割」が特殊詐欺を知っていた

被害者の「8割」が自分はだまされない
とっていた (平成27年4月警察調べ)

誰でも被害者になる可能性がある! =

ひとごとじゃない!



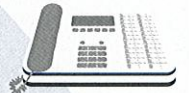
オレオレ詐欺の犯人は、親子の愛情につけ込んできます。
さらに精神的、時間的な余裕を与えないよう巧妙な手口で
振込みや現金の送付を要求してきます。

どのように対策していくか!

電話機の対策



- 留守番電話 ●家族・知人の電話番号登録
- 非通知着信拒否の設定をしましょう!



※親御さんの家の電話機の設定をしてあげてください。

家族内での声掛け

普段の会話の中で、「オレオレ詐欺」などの「特殊詐欺」
を話題にしてください。

また二セモノを撃退できる、家族内でしかわからない
愛(合)言葉を決めましょう。

訓練型出前講座の実施

実際の電話機を使ってだましのプロの手口を体験する
「出前講座」を実施しています。

※申込、お問合せは **くらし安全・消費生活課(電話026-235-7174)**

特殊詐欺には



家族の絆と県民一致団結で
立ち向かいましょう!

くらしのミニ情報

消費者ホットラインは「188」 だけでつながります!



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち

「消費生活センターの電話番号が分からない」等、どこに相談していいか分からない場合は全国共通の消費者ホットラインがあります。全国どこからでもつながり、お住まいの地域の郵便番号等を案内に従って入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながる消費者ホットラインの番号が7月から新たに、覚えやすく3桁化されました。

「188」→「いやや (188)、泣き寝入り」と覚えてください。

※相談窓口が受付時間外の場合は、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をします。

※郵便番号がわからない・黒電話の場合も電話口でお待ちいただければおつながります。

※相談窓口につながった時点からの通話料金はご負担いただきます。(相談は無料です。)

多重債務者無料相談会

弁護士、または司法書士と1時間ほど無料相談ができます。

多重債務でお悩みの方、ぜひこの機会をご利用ください。

日 程：平成27年9月3日(木)

時 間：北信消費生活センター 12:00～19:00

中信・南信・東信消費生活センター 10:00～17:00

受付方法：事前に電話予約が必要です。

予約受付期間：8月19日(水)～9月2日(水) 土日を除く8:30～17:00

問い合わせ先：各消費生活センター(1面参照)

※消費生活センターでは随時多重債務の相談を受け付けています。



高齢者被害特別相談

60歳以上の方からの消費生活相談が多く寄せられることから、県内4ヶ所の県消費生活センター(1面参照)では「高齢者被害特別相談」を実施します。

日時：平成27年9月15日(火)、16日(水) 8:30～17:00

※県消費生活センターでは、この日時に限らず、高齢者の方からの相談を随時受け付けています。

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

信州 ACE(エース)プロジェクト

☒ Action [体を動かす]

☒ Check [健診を受ける]

☒ Eat [健康に食べる]

世界で一番(ACE)の健康長寿を目指しましょう



しあわせ信州

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。

<http://www.nagano-shohi.net/>